

神奈川県有料老人ホーム設置運営事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（指定都市である横浜市、川崎市、相模原市又は中核市である横須賀市内に所在するものを除く。）の設置運営に関する届出に係る事務について、法、法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）及び老人福祉法施行細則（昭和54年神奈川県規則第8号。以下「法施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有料老人ホーム

法第29条第1項に規定する、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又は洗濯、掃除等の家事又は健康管理の供与をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設及び認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居でないもの又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により登録されているサービス付き高齢者向け住宅でないものをいう。

(2) 設置予定者

有料老人ホームを設置しようとする者をいう。

(3) 設置者

有料老人ホームを設置・運営している者をいう。

第2章 事前相談及び事前協議

(事前相談及び事前協議)

第3条 設置予定者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可（開発許可又は建築許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合はその変更許可）の申請前に、開発許可又は建築許可対象外の場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認（既設建物を有料老人ホームに転用する場合はその用途変更）の申請前に、有料老人ホームの設置計画について、知事に事前相談を行うとともに、市町村長に事前協議を行うものとする。

(知事への事前相談)

第4条 前条の規定による知事への事前相談は、有料老人ホーム設置計画事前相談申請書（第1号様式）を提出して行うものとする。

2 知事は、前項の規定による有料老人ホーム設置計画事前相談申請書の内容を審査し、法及び神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）の観点から設置予定者に対して有料老人ホーム設置計画に関する意見書（第2号様式）を交付する。

(市町村への事前協議)

第5条 第3条の規定による市町村長への事前協議は、有料老人ホーム設置計画市町村

事前協議書（第3号様式）を提出して行うものとする。ただし、市町村長が本条の趣旨に即して別に様式等を定める場合には、その様式等によるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定による有料老人ホーム設置計画市町村事前協議書の内容を審査し、土地利用計画等の観点から設置予定者及び知事に対して有料老人ホーム設置計画に関する意見書（第4号様式）を交付する。

第3章 届出等

（設置届出等）

第6条 設置予定者が法第29条第1項の規定による知事への届出を行う場合は、建築確認通知書を受領後、有料老人ホーム設置届（法施行細則第14号様式）を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の届出があったときは、届出の内容が適切であることを確認した上で、有料老人ホーム設置届受理通知書（第5号様式）を設置予定者に交付するとともに、市町村長にその旨を通知するものとする。
- 3 設置予定者は、原則として前項の有料老人ホーム設置届受理通知書の交付を受けた後に入居者の募集を開始するものとする。
- 4 第1項の届出をせずに有料老人ホームの事業を開始している設置者は、すみやかに第4条第1項に規定する知事への事前相談及び第5条第1項に規定する市町村長への事前協議を行い意見書を受領すること。
- 5 知事は、第2項の規定による受理通知書を交付したときは、その開設日を目途に必要な応じて完成検査を行うものとする。

（事業開始届）

第7条 設置者は、有料老人ホームの事業を開始した後に、速すみやかに有料老人ホーム事業開始届（第6号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の届出があった場合には、その旨を市町村長に通知するものとする。

（事業変更届等）

第8条 設置者は、次に掲げる届出事項に変更があった場合、法第29条第2項の規定に基づき変更の日から1月以内に、当該変更事項に係る関係書類を添付して、有料老人ホーム事業変更届（法施行細則第15号様式）を提出するものとする。

- (1) 施設の名称及び設置予定地
- (2) 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- (4) 施設の管理者の氏名及び住所
- (5) 施設において供与をされる介護等の内容
- (6) 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (8) 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- (9) 施設の運営の方針
- (10) 入居定員及び居室数
- (11) 職員の配置の計画
- (12) 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金（以下「一時金」という）、利用料その他の入居者の費用負担の額
- (13) 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

- (14) 一時金の返還に関する老人福祉法第 29 条第 10 項に規定する契約の内容
 - (15) 長期の収支計画
 - (16) 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
 - (17) 医療機関等との連携の内容
- 2 次に掲げる届出事項を変更する場合は、変更前にあらかじめ知事に相談をするものとする。
- (1) 施設の所在地（住居表示変更以外）
 - (2) 施設において供与をされる介護等の内容
 - (3) 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (4) 入居定員及び居室数
 - (5) 老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する前払金（以下「一時金」という）、利用料その他の入居者の費用負担の額
 - (6) 老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
 - (7) 一時金の返還に関する老人福祉法第 29 条第 10 項に規定する契約の内容
 - (8) 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- 3 前項の規定に関わらず、その他施設運営に係わる重大な事項の変更については、有料老人ホーム事業変更届の提出前にあらかじめ知事及び市町村長と必要な調整を行うものとする。
- 4 知事は、第 1 項の規定に基づく変更届のうち、設置者名、施設名称、施設所在地、入居定員、居室数、入居時の要件及びその他必要と認められる事項に係る届出があった場合は、その旨を市町村長に通知するものとする。

(指導事項通知)

- 第 9 条 知事は、法及び指針の観点から第 6 条、第 7 条及び第 8 条の届出内容を審査し、改善を要する内容について、設置予定者又は設置者に対し有料老人ホーム届出指導事項通知書（第 7 号様式）を交付する。
- 2 設置予定者又は設置者は、前項の有料老人ホーム届出指導事項通知書に対する改善内容について、知事に対し有料老人ホーム設置届指導事項に関する改善状況報告書（第 8 号様式）を提出するものとする。

(廃止(休止)届)

- 第 10 条 設置者は、有料老人ホーム事業を廃止する場合は、法第 29 条第 3 項の規定に基づき、事業を廃止又は休止しようとする日の 1 月前までに、有料老人ホーム廃止(休止)届（法施行細則第 16 号様式）を提出するものとする。なお、設置者は有料老人ホーム廃止(休止)届の提出前にあらかじめ知事と必要な調整を行うものとする。
- 2 知事は、前項の届出があった場合には、その旨を市町村長に通知するものとする。

第 4 章 設置後の報告等

(定期報告・調査)

- 第 11 条 設置者は、毎年 7 月 1 日現在の有料老人ホームの運営状況について、法第 29 条第 11 項に基づき、有料老人ホーム運営状況報告書（第 9 号様式）により 7 月 31 日までに知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づく報告内容について、法第 29 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県インターネットホームページ等により公開するものとする。
- 3 設置者は、少なくとも 3 年ごとに長期資金収支計画書及び長期損益計画書を見直すこととし、その結果、見直す前の計画と比較して収支等が悪化することが見込まれる場合には、その原因及び対処方針等について、第 1 項の規定による報告と併せて知事に報告するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 8 月 6 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。